

東農第98号
令和6年4月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	七里 (五個荘七里町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農用地（田）の集積化はほぼ達成でき、その大半を当地域の農事組合法人七里町百姓俱楽部が担っている（以下当法人と称する）。しかしながら当法人は平成22年設立の為、施設及び農機具の老朽化とその更新の諸費用がかさみ資金面での課題が大きい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当法人の構成員の年齢層が30～50代で主として会社等に勤務しながらの作業を中心となっている。したがって平日の農業作業には比重がかけづらいので、水稻以外の農作物栽培は、小麦や大豆程度であることが現状である。今は、環境に負荷をかけない有機栽培の導入や「売れる」米作り、インターネットを活用した販売方法等を模索している。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.1 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

平成22年8月に当法人を立ち上げ、地域内の農地の集積化を行ってきた。また、令和3年から5年にかけては、近隣の耕作者及び従前の入り耕作者及び地主等との話し合いを持って耕作地の集積化を行った。その結果現状のように耕作地をほぼ集積することができた。なお、今後近隣地域に耕作放棄地が出てきた場合も受け入れる予定である。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

ほぼすべての耕作地において、農地中間管理機構を活用している。

(3) 基盤整備事業への取組方針

隣接した農地の高低差がほとんどない場合、地主の同意を得て畦畔を撤去し、農作業の効率化を図っている。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

大型農作業機の導入に伴い、当法人の若手構成員に作業機の習熟度を上げる講習を行ったり、大型特殊免許を取得させたりしている。また、当法人の施設（ビニールハウス）にて水稻苗をJAより受託して育苗している。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

ドローンを使った作業の効率化をはかるため、薬剤散布を専門業者（花久造園）に委託している。JA等から水稻の稚苗を購入し、当法人の施設（ビニールハウス）にて育苗及び育苗の受託を行っている。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①当地域ではイノシシの獣害を被ることが多いので電気柵を設置して、害獣の侵入を防いでいる。
- ②水稻においては環境こだわり米を栽培して、有機肥料の施肥・除草剤を半減した畦畔草刈りを実施している。また秋にはマメ科の綠肥植物を生育させて土壤の肥沃度向上を図る計画を立てている。
- ③専門業者にドローン散布を委託して、薬剤散布作業の省力化をはかっている。
- ⑧ビニールハウスをJAに利用してもらい、施設の有効活用を図っている。